

# いわゆる『一人っ子政策』に関する企業の注意事項

中国では、人口抑制を目的としたいわゆる「一人っ子政策」が実施されており、緩和方向での修正を加えながらも、現在においても政策は維持されています。このいわゆる「一人っ子政策」には、その目的を達するための奨励政策が規定されていますが、この奨励政策は政府によって実施されるのみならず、企業による実施が前提とされている事項も存在します。今回は、いわゆる「一人っ子政策」に関連して、企業が注意すべき事項を整理します。

## 1. いわゆる「一人っ子政策」

中国では、経済、社会、資源、環境と人口とを調和的に発展させるため、出産生育を計画的に実施することにより人口をコントロールする政策を採用しています。この政策は、正しくは「計画生育政策」と言いますが、以下でも記載するように、一夫婦の下においては原則として一人の子供を出産生育することを奨励することを基本方針とするところから、俗称として「一人っ子政策」と呼ばれます。いわゆる「一人っ子政策」では、以下のような事項を基本指針として政策が策定されています。

「一人っ子政策」の基本指針	1. 晩婚、晩育（出産時の年齢を遅らせること）の奨励。
	2. 一夫婦の下においては、原則として一人の子供を出産生育することを奨励。（ただし、法令の条件を満たす場合による例外を認める。）
	3. 計画生育（出産）は避妊の方法により実現することを原則とする。

## 2. いわゆる「一人っ子政策」と企業の関係

上記のような基本方針に基づき、様々な奨励政策が実施されていますが、企業として注意して対応すべき内容を整理すると以下ようになります。なお、奨励政策に関しては、具体的な日数や金額の設定が各地方政府の裁量にゆだねられているため、地域ごとに内容に差異が生じており、この点には注意が必要となります。

基本指針	企業に関連する奨励政策（※1）	企業が注意すべき対応
1. 晩婚、晩育（出産時の年齢を遅らせること）の奨励。	晩婚（※2）の場合、「結婚休暇」の延長（基本休暇3日間+延長7日間）	休暇申請への対応が必要
	晩育（※3）の場合、「出産休暇」の延長（基本休暇98日間+延長30日間）	
	晩育の場合、配偶者に「晩育保護休暇」の付与（3日間）	
2. 一夫婦の下においては、原則として一人の子供を出産生育することを奨励。（ただし、法令の条件を満たす場合による例外を認める。）	法令に従い一人っ子を出産し、その後出産しなかった場合、その子供が満16歳になるまでの間において「一人っ子の父母栄光証」（以下、「栄光証」とする。）を給付	以下の「一人っ子父母奨励費」の支給の要否を確認するために、入社時、出産時において「栄光証」の有無の確認が必要
	「栄光証」を保有する場合、子供が満16歳になるまでの間における「一人っ子父母奨励費」の給付（30元/月）	給料と合わせて支給が必要
	「栄光証」を保有する場合、退職時に計画生育奨励一時金の給付（社会保険加入者は養老金（年金）として受給）	社会保険政策の一環となるため、社会保険への加入で対応

- (※1) 奨励政策について、具体的な日数、金額は各地方で規定が異なります。上記表中 ( ) 内の日数、金額は上海市の規定に基づきます。
- (※2) 晩婚とは、上海の規定では、男性は満 25 歳、女性は満 23 歳以上で初婚の場合を指します。
- (※3) 晩育とは、上海の規定では、既婚の女性が満 24 歳以上で第一子を出産した場合を指します。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244